

## 特別定額給付金（仮称）概要

### 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
- ・ 受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

### 給付額

- ・ 給付対象者1人につき10万円

### 給付金の申請及び給付の方法

- ・ 感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の2通りを基本とし、給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

申請期限は、申請受付開始日（5月7日）から3カ月以内となります。

#### (1) 役場及び阿嘉慶留間出張所専用箱投函

- ・ 村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに上記場所に設置している専用箱に投函

#### (2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要となります。）
- ・ オンライン申請は国が5月1日以降に申請できるよう調整中です。（変更可能性有） ※マイナポータルで検索

※受付開始日は令和2年5月7日となります。

※給付は受付後、書類の確認等を行い、令和2年5月15日より順次開始致します。

本件のお問合せ先  
座間味村役場総務・福祉課  
担当：石川（護）・高江洲  
電話：098-987-2311（代）